

1. 基本計画の位置づけと機能

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

甲賀市まちづくり基本条例

目指すまちの姿

市民、議会及び市長等は、まちづくりの担い手として、自ら輝く未来のために次に掲げる本市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動します。

- (1) 誰もが等しく個人として尊厳及び権利が守られるまち
- (2) それぞれの地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
- (3) 誰もが地域で社会生活を営み、互いに支え合って安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

第2次甲賀市総合計画基本構想

未来像

あい甲賀 いつもの暮らしに
「しあわせ」を感じるまち

第2次甲賀市総合計画 基本計画

まちづくりの各分野における施策の展開を、体系立てて整理しています。基本構想の計画期末である2024年に望む姿を示しています。

市民像（魅力的な市民の姿）
目標像（実現したい「まち」や「人」の姿）
成果指標（達成を測るものさし）

第2次甲賀市総合計画は、「甲賀市市民憲章」や「甲賀市まちづくり基本条例」が目指すまちの姿をうけ、基本構想において私たちが共に展望する「未来像」を掲げています。

平成29年度からの12年間を計画期間とする基本構想を踏まえて、4年間を1期とする基本計画において、その「未来像」に向かうための施策の方向性を示します。

基本計画では、市民憲章の理念を「施策の体系」の柱とし、計画の全体像を示すとともに、4年間で集中的に取り組む施策を掲げています。「分野別の施策」では、各分野で私たちが望む「市民像」「目標像」及び「成果指標」を掲げて、具体的に取り組む内容を示しています。

各分野別計画

〈分野別計画〉

- 新市建設計画
- 行政改革大綱
- 地域福祉計画
- 都市計画マスタープラン
- 教育大綱 など

※基本計画は甲賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包括しています。